

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成29年度 第19回委員会 平成29年8月17日（木） 於. 橿原市役所 本庁3階 第3会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 増田 正二 事務局 生活安全部長、生活安全副部長 契約検査課長、検査技監、 契約検査課課長補佐4名 他1名	
審議対象期間	平成28年10月1日～平成29年3月31日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 86件
事後審査型条件付き 一般競争入札	5件	事後審査型条件付き一般競争入札 57件
指名競争入札	2件	指名競争入札 25件
総合評価落札方式	1件	総合評価落札方式 1件
プロポーザル方式	0件	プロポーザル方式 0件
随意契約	2件	随意契約 3件
条件付き 一般競争入札	0件	条件付き一般競争入札 0件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案4〔今井地区内における情報発信シェア町家整備事業に伴う設計委託業務〕について	
対象業者数108者に対し申請業者数2者であるが、残り106者が参加しなかった理由を分析しているか？	当該案件の委託場所である今井町は、重要伝統的建造物群保存地区であり、業者側での規制等の対応が困難であること。 また、対象伝建物は木造限界耐力計算が必要で、県内でも経験の有無や計算ソフトの所有など、可能な業者が少なく、通常は構造計算を下請けに出すのがほとんどで、設計金額的に規模が小さくメリットが少ないため、申し込みも少なかったと思われる。
そもそも当初から参加業者が少なくなると予見できていなかったのか？	建築コンサルの建築一般が公告条件であるため、108者が対象となるが、場所・構造・金額から参加業者が少なくなると予見できたかも知れない。
参加業者が少なくなると予見できたならば、対象業者が108者いるとしても競争性の確保には疑問がある。今後の対応等はあるのか？	原則は一般競争入札であるが、参加が見込めない場合は、敢て指名競争入札とすることも検討したい。 なお、市内業者でも3者は可能と聞いてはいたが、その3者全員が参加しなかった。メリットが無かったのか、たまたま参加しなかったのかは不明であるが、次回以降、同様の案件があれば発注方法を検討していきたい。
特殊な案件の場合には、結果的に参加業者数が少なくても仕方が無いが、対象業者数の拡大のため入札参加資格の弾力的な運用を考えてもらいたい。	
抽出事案5〔かしの木園解体工事に伴う建物補償調査等委託業務〕について	
対象業者数260者に対し申請業者数5者しかないが理由は何か？	2月10日付の入札公告で、契約締結は3月初旬になり、市が単年度会計であるため履行期間が1ヶ月としか表示できず、業務概要・設計金額から業者側で困難と考えたのではないかと推測する。 実状は年度末の明許繰越で、最終工期は7月末となっており、当初から5ヶ月間の業務として公告していれば参加業者が増えたかも知れない。 今後、担当課へは発注時期の見直し等を指導していきたい。
計画的な発注と適切な工期の設定は発注者の責務であるので、契約事務担当課から適宜指導が必要である。 どうしても年度末の発注しかできない場合は、債務負担として適切に活用すべきである。	
予算の未契約繰越はできないのか？	現在の櫃原市財政当局は、未契約繰越を認めていない。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案6〔土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備補修） 初王子井堰起伏ゲート補修工事〕について	
<p>本件は指名競争入札であるが、14者指名し応札者が1者のみである。 指名業者はそもそも対象工事が施工可能であったのかどうか、指名理由と辞退理由は何か？</p>	<p>指名理由について、許可業種として機械器具設置工事で、水門ゲートの施工の実績がある業者を14者を選定した。 辞退理由について、水門ゲートは比較的大型発注が多く、本案件の様な小規模な修繕工事は手間がかかる上、利益率が低いため敬遠したのではないかと推察する。 また、当初施工業者や過去に修繕した経緯がある業者しか応札しない傾向がある。今回の落札業者も以前に自治会から小規模修繕を請け負っていたとのこと。</p>
<p>当初の施工業者はどこか？</p>	<p>日東河川工業であるが、本市の当該年度の入札参加資格者名簿に登録がなかった。</p>
抽出事案8〔新沢千塚古墳群公園北群基盤整備工事〕について	
<p>総合評価落札方式も最低制限価格は基準金額にくじ率を掛けているのか？</p>	<p>総合評価落札方式は、変動性を採用せず基準金額にくじ率を固定で94.00%を掛け、最低価格を事前公表している。</p>
<p>固定とする理由は？</p>	<p>いくら優秀な提案をしても、変動のくじ率によって一律に失格となる事態を回避するため固定としている。その結果、全者が最低制限価格での応札になり、技術評価点の優劣が落札結果となっている。</p>
<p>最低制限価格を事前公表することによって全者同額の応札というのは、価格での競争性が発揮されていないと思われる。 総合評価方式において、技術面も重要であるが、価格面での競争性も残す必要がある。 金額多少の如何に係わらず全者同額になる時点で、入札参加者間の価格競争は無くなる。よって、国と同様に事前公表でなく事後公表にすべきである。 くじ率を掛けることは賛成だが、最低制限価格の事前公表は、結果として業者の積算能力を損なうことになるため、今後検討の必要がある。</p>	
<p>事後公表にすると各方面からの圧力等あり、不正につながる恐れがある。 くじ率を導入したのもそれが理由と思われる。</p>	
抽出事案9〔橿原市浄化センター施設改造工事〕について	
<p>随意契約は通常落札率100%になると思われるが、この案件で88.54%になっている理由は？</p>	<p>担当課にて設計積算し予定価格を設定した後、2号随契により1者を選定し見積徴取した。 金額は最終見積額で、再三の価格交渉の結果である。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案10〔橿原市観光交流センター火災復旧工事〕について	
この随意契約の落札率100%の理由は？	罹災による復旧工事であるため、損傷範囲や度合が不明のため積算が不可能で、請負業者が実際に現場に立入った後に見積積算するしか方法が無く、結果的に落札率100%となる。
契約工期が2月22日から9月29日となっているがどういうことか？	契約工期について、突発的災害によるもので予算計上されておらず、契約締結直前の2月中旬に補正予算の専決処分を行った。その補正と同時に翌年度にかかる繰越明許費として設定したためである。債務負担行為の契約でない。
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
特になし	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
工事成績評定の見直しについて	
健全な業者の育成は、発注者の責務のひとつである。今後もより効率的で適正な運営を期待する。	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成30年2月に開催予定。	